

かぶら吹奏楽連盟規約

第1章 総則

第1条 本連盟は、かぶら吹奏楽連盟と称する。

第2条 本連盟事務局は原則として事務局長所属団体地とする。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟、加盟団体の相互協力により、吹奏楽活動を通して、地域文化の発展を図り、演奏技術の向上及び豊かな人間の育成に努めることを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- 1 吹奏楽祭の開催
- 2 講習会の開催
- 3 新人演奏会の開催
- 4 総会・役員会の開催
- 5 その他目的達成に必要な事業

第3章 組織

第5条 本連盟は、富岡・甘楽・安中・吉井地区に本拠を置く小学校、中学校、高等学校、職場、一般等の吹奏楽団で本連盟の目的及び事業に賛同する団体をもって構成する。

- 1 本連盟主催事業の運営に積極的に参加し、その役割を果たすことができる学校または団体であること。

＜具体的な役割＞

- ・吹奏楽祭・講習会・新人演奏会の事業運営補助。
 - ・総会・役員会への出席。
 - ・加盟する一般団体は、加盟団体の求めに応じ、団員が技術指導等に積極的にあたること。
- 2 会費を連盟に納入した学校または団体であること。
 - 3 第4条1，2，3の事業について事業部を置き、運営にあたる。

第4章 総会及び役員会

第6条 総会は、本連盟の最高議決機関であり、役員・係員の決定、活動方針の承諾、会計の承認等を行い、全加盟団体代表者で構成する。

第7条 役員会は、本連盟の実施事業の円滑な運営を図るために必要な事項について協議する。次の役員をもって役員会とする。

- ・会長（1名）は、本連盟を代表し、会務を統括する。
- ・副会長（1名）は、会長を補佐し、会長にやむなき場合のある時、その職務を代行する。
- ・理事長（1名）は、本連盟の業務を掌握し、役員会（代表者会議）を運営する。
- ・副理事長（1名）は、理事長を補佐し、理事長にやむなき場合のある時、その職務を代行する。
- ・事務局長（1名）は、理事長の指示を受け、連盟事務を統括する。
- ・会計（1名）は、本連盟の会計について統括する。
- ・事業部長（各1名）は、本連盟主催の各事業を運営する。
- ・監査（1名）は、連盟の運営について監査を行う。
- ・顧問：本連盟で必要と認められた際は顧問を置き、必要に応じて助言を仰ぐ。
- ・必要に応じて臨時の役員を任命する。

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第9条 役員会は原則として各事業実施前に行う。または会長が必要と認めた時、適宜開催する。

第5章 会計

第10条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 年会費は、学校5,000円、職場・一般5,000円とする。

第6章 附則

第12条 本規約の変更は、総会の議を要する。

第13条 本規約は、平成18年 6月 2日からこれを施行する。
平成20年 5月 1日 一部改正
令和 3年12月16日 一部改正（年会費）